

議案第31号

一関市観光審議会条例の一部を改正する条例の制定について

一関市観光審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 3月15日提出

一関市長 勝 部 修

一関市観光審議会条例の一部を改正する条例

一関市観光審議会条例（平成17年一関市条例第221号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (庶務) 第7条 審議会の庶務は、商工労働部 <u>商業観光課</u> において処理する。 | (庶務) 第7条 審議会の庶務は、商工労働部 <u>観光物産課</u> において処理する。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。